

令和5年度 「原子力安全協定」の運用状況について

（令和5年12月20日時点）

1 計画の報告（第2条）

第2条 丙は、発電所の新增設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲および乙に報告しなければならない。

2 第1項について、甲および乙は、安全対策について意見があるときは、丙に対して意見を述べることができる。

- 報告を受ける時期：計画確定時
- 受領実績：なし

2 廃止措置計画の事前説明（第2条の2）

第2条の2 丁は、原子炉施設の廃止措置を講じようとするときは、甲、乙、丙に対し、当該廃止措置に関する計画について、事前に説明しなければならない。

- 報告を受ける時期：計画確定時
- 受領実績：なし

3 輸送計画の事前連絡（第3条）

第3条 丙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲あるいは乙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に、通過する甲あるいは乙に連絡しなければならない。

- 連絡を受ける時期：輸送開始予定日の前日までに
- 受領実績：7件

4 平常時における連絡（第4条）

第4条 丙は、甲および乙に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- (1) 発電所の新增設に係る建設工事の進捗状況
- (2) 発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- (3) 環境放射能測定の実績報告
- (4) 原子炉施設の廃止措置の状況（敦賀発電所、美浜発電所、ふげんのみ該当）

- 連絡を受ける時期：・(1)、(2) および (4) 翌月15日までに
・(3) 四半期ごとに

- 受領実績

ア 関西電力株式会社

(ア) 美浜発電所：20件

(イ) 大飯発電所：20件

(ウ) 高浜発電所：11件

イ 日本原子力発電株式会社 敦賀発電所：29件

ウ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

(ア) もんじゅ：11 件

(イ) ふげん：11 件

5 異常時における連絡（第5条）

※異常時発生時は、事業者からの連絡を受信後、規制事務所に状況を確認の上、市町へFAXにて連絡

第5条 丙は、甲および乙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。
(1) 非常事態が発生したとき。
(2) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
(3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
(4) 計画外に原子炉または発電を停止したとき、もしくは不測の事態により出力が変動したとき。
(5) 発電所に故障が発生したとき。
(6) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
(7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
(8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
(9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
(10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
(11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
(12) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

連絡を受ける時期：異常が発生したときまたは終結したとき、速やかに

受領実績：3 件

番号	区分	発電所名	発生/終結日	受信日時	市町等情報提供日時	件名
1	終結	高浜4号機	R5.3.25	R5.4.6	—	高浜発電所4号機 PR 中性子束急減に伴う原子炉自動停止について
2	発生	高浜3号機	R5.10.17	R5.10.17 11:30	R5.10.17 12:07	高浜発電所3号機 蒸気発生器伝熱管の損傷について
3	状況	高浜3号機		R5.11.9	—	高浜発電所3号機 蒸気発生器伝熱管の損傷について
4						
5						

6 公衆への広報（第9条）

第9条 丙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲および乙に対して連絡しなければならない。

- 連絡を受ける時期：広報または報道発表の前に
- 受領実績
- ア 関西電力株式会社
 - (ア) 美浜発電所・大飯発電所・高浜発電所：29 件
 - (イ) 美浜発電所：4 件
 - (ウ) 大飯発電所：6 件
 - (エ) 高浜発電所：81 件
- イ 日本原子力発電株式会社 敦賀発電所：21 件
- ウ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
 - (ア) もんじゅ・ふげん：2 件
 - (イ) もんじゅ：6 件
 - (ウ) ふげん：1 件